

鎌ヶ谷市 P P P / P F I 手法導入優先的検討規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

鎌ヶ谷市長 芝 田 裕 美

鎌ヶ谷市訓令第 6 号

庁中一般

出先機関

鎌ヶ谷市 P P P / P F I 手法導入優先的検討規程

(目的)

第 1 条 この規程は、P P P / P F I 手法の優先的検討を行うに当たって必要な
手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、
効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良
好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与するこ
を目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号
に定めるところによる。

- (1) P F I 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）
- (2) 公共施設等 P F I 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- (3) 公共施設整備事業 P F I 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (4) 利用料金 P F I 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- (5) 運営等 P F I 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- (6) 公共施設等運営権 P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- (7) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画（市民に対するサービスの提供を含む。）
- (8) 優先的検討 この規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な P P P / P F I 手法の導入が適切かどうかを、本市が自ら公共施設等の整備等を行う手法（以下「従来型手法」という。）に優先して検討すること。

(対象とするPPP/PFI手法)

第3条 この規程の対象とするPPP/PFI手法は次に掲げるものとする。

- (1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法
 - ア 公共施設等運営権方式
 - イ 指定管理者制度
 - ウ 包括的民間委託
 - エ O方式(運営等Operate)
- (2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法
 - ア BTO方式(建設Build-移転Transfer-運営等Operate)
 - イ BOT方式(建設Build-運営等Operate-移転Transfer)
 - ウ BOO方式(建設Build-所有Own-運営等Operate)
 - エ DBO方式(設計Design-建設Build-運営等Operate)
 - オ RO方式(改修Renovate-運営等Operate)
 - カ ESCO(Energy Service Company)
- (3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法
 - ア BT方式(建設Build-移転Transfer)(民間建設買取方式)
 - イ 民間建設借上方式及び特定建築者制度等(市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。)

(優先的検討の開始時期)

第4条 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 鎌ヶ谷市公共施設等総合管理計画(平成29年3月策定)又は同計画に基づく個別施設計画の策定又は改定を行う場合
- (2) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日総務省自治財政局通知)第2の「経営戦略」の策定又は改定を行う場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合
- (4) 公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合

- (5) 公共施設等の集約化、複合化等を検討する場合
(優先的検討の対象とする事業)

第5条 優先的検討の対象は、次の各号のいずれにも該当する公共施設整備事業とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ア 事業費の総額（設計費と建設費の合計）が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

(対象事業の例外)

第6条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業は、優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

(適切なPPP/PFI手法の選択)

第7条 本市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次条に規定する簡易な検討（以下「簡易な検討」という。）又は第9条に規定する詳細な検討（以下「詳細な検討」という。）に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

2 本市は、採用手法が次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- (1) 指定管理者制度 簡易な検討及び詳細な検討の省略
- (2) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施

- (3) 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用等の総額（以下「費用総額」という。）の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施
(簡易な検討)

第8条 本市は、PPP/PFI手法簡易定量評価調書（別記様式）により、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。この場合において、前条第1項において複数の手法を選択したときは、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 公共施設等の運営等の費用
- (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (4) 調査に要する費用
- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入

2 本市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
 - (2) 類似事例の調査を踏まえた評価
- (詳細な検討)

第9条 本市は、簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用する等により、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(評価結果の公表)

第10条 本市は、前2条の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、導入しないこととした旨及び評価結果の内容をインターネット上で公表するものとする。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

別記様式（第8条関係）

PPP / PFI 手法簡易定量評価調書

| | 従来型手法 (自ら整備等を行う手法) | 採用手法 (候補となるPPP/PFI手法) |
|--------------------|-----------------------|--------------------------|
| 整備等（運営等を 除く。）費用 | | |
| （算出根拠） | | |
| 運営等費用 | | |
| （算出根拠） | | |
| 税金 | | |
| （算出根拠） | | |
| 税引後損益 | | |
| （算出根拠） | | |
| 調査等費用 | | |
| （算出根拠） | | |
| 資金調達費用 | | |
| （算出根拠） | | |
| 利用料金収入 | | |
| （算出根拠） | | |
| 合計 | | |
| 合計（現在価値） | | |
| 財政支出削減率 | | |
| その他 (前提条件等) | | |